平成２７年（フ）第３８５０号
大阪市住吉区万代２丁目９番１―706号
債務者　林　　竹彦
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８７０号
大阪府箕面市船場西２丁目19番35号（102号）
債務者　上村　祐司
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０４号
大阪市浪速区浪速西２丁目２番１―1002号
債務者　延田　充啓
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９３２号
大阪市西淀川区中島１丁目19番44号
債務者　小川知佐子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５０号
大阪府寝屋川市明和１丁目８番33号
債務者　吉丸　賢一
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５８号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　櫻井　良治
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６２号
大阪市住吉区墨江４丁目１番８号　エクセシオール502号
債務者　堀江　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６３号
大阪市城東区諏訪３丁目12番32号　梅崎マンション　201号
債務者　森　　朱美（旧姓加奥）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５号
新潟県長岡市宮栄３丁目８番８号　宮栄団地市営住宅１号棟141号室
債務者　丸山富美代
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２２７号
名古屋市港区野跡５丁目３番４―403号　稲永荘
債務者　松本　恭江
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０号
奈良県橿原市御坊町33番地の１、前住所大阪府交野市星田４丁目37番７号
債務者　三村　仁美（旧姓田脇）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
奈良県香芝市磯壁４丁目134番地３　サンハイツ上田201号、前住所奈良県大和高田市東雲町11番33号
債務者　河野　康之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
松江市西浜佐陀町518番地３　浜佐田団地226
債務者　山本　元喜
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１１号
埼玉県鴻巣市栄町３番24―102号　コーポＮＲＴ
債務者　笹川　浩士
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
愛知県豊田市広久手町１丁目36番地　市営Ａ２―207号
債務者　平山　俊也
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅４―104、前住所大阪府泉佐野市鶴原1246番地の２
債務者　籔田　和之
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅４―104、前住所大阪府泉佐野市鶴原1246番地の２
債務者　籔田千枝子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係